

令和6年3月4日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口益弘 殿

株式会社A L T

回 答 書

冠省 貴法人作成の2024（令和6）年1月9日付け申入書（以下「本申入書」といいます。）に対して、以下のとおり、回答いたします。

ご指摘ありがとうございました。

草々

記

第1 「一箇所につき3,000円（税込）」との記載について

貴法人のこのたびのご指摘を踏まえて、当社は、「最低価格1万円」の設定を撤廃することといたしました。今後は、「※1万円以内の工事は1万円になります」のような最低価格を1万円とする表示はいたしません。

この対応により、貴法人ご指摘の対応は不要になったものと理解しています。

第2 「一律料金メニュー3,000円（税込）」との記載等について

1 貴法人は、

- ① 「一律料金メニュー3,000円（税込）」、「全て一律料金3,000円（税込）」で承っております」との記載は、当社チラシの裏面のみを見た消費者をして、3,000円のみ負担で、記載されている各工事の実施を依頼できると認識するおそれがあるが、
- ② 実際は、当社チラシ表面に「『1箇所につき』3,000円（税込）」と記載されているとおり、工事施工箇所によっては、3,000円以上の費用が発生することが考えられるのであり、
- ③ 当社チラシ裏面の「一律料金3,000円（税込）」の記載は、当社が提供する役務の価格について、実際の取引よりも著しく有利であると誤認される表示に該当するおそれがある、と指摘しています。

貴法人は、上記①において、当社チラシ裏面のみをみた消費者は、配水管清掃、床下害虫駆除等の合計9項目の工事について、“その中でいくつ選んでも一律合計3,000円(税込)で全ての工事を依頼できる”と認識するおそれがある、と指摘するものと理解しましたが、そのような指摘は当たらないと考えます。

なぜならば、一般消費者が当社チラシを見た場合、裏面に9つの工事項目が列挙されている中で「以下の工事は、全て一律料金の3,000円(税込)で、承っております」と言われれば、“1つの工事項目について3,000円であり、3つ依頼すれば9,000円、5つ依頼すれば15,000円”と認識するのが通常であると考えられるからです。上記②のとおり、当社チラシ表面の記載と合わせて理解すれば、それはますます明らかです。貴法人の上記③の指摘は、一般消費者の通常の認識から乖離していると言わざるを得ません。

もっとも、消費者の皆様に一義的に明確な工事費用を伝えるため、今後は、「以下の工事は、すべて一律料金の3,000円(税込)で、承っております」という部分を、「以下の各工事は、すべて一箇所一律料金の3,000円で、承っております」に修正いたします。

また「一箇所」の定義は、工事項目が多岐に亘り、各工事項目の中でも状態は様々あることから、一覧で明示することは困難です。ご指摘を踏まえ、工事箇所の大きさや状態によってはチラシのとおりお受けできないことを明示するため、当社チラシ裏面下部の※印に「工事箇所の大きさや状態によっては施工できない場合があります」と追記いたします。

- 2 また、貴法人は、一律料金メニューにも最低価格1万円との設定がある場合には、上記第1と同様の対応を求めています。

しかし、上記第1のとおり、最低価格1万円の設定は撤廃しましたので、貴法人ご指摘の対応は不要だと理解しています。

第3 お問い合わせ事項について

- 1 2023年7月22日(土)18:00迄のキャンペーンについて

床ブカブカ修繕の1箇所あたりの当社の通常施工価格は、貴法人ご指摘のとおりウェブ上には記載がありませんが、10,000円程度となっています。

- 2 TOKYO MXで紹介されたとの表示について

2021年10月23日 「お江戸に恋して」 12時40分頃放送となります。

以上